

より恨をいひし道理にせめられ、かくみづから死したりと見えたり、不便のわざなりとなげき、つひにそれより無常を觀じ、夫婦とも剃髪し、田地を賣り家業を捨て、四國西國へ順禮に出たり、此春其者此邊へも來りしと、越後所々其はなしありけるまゝ書付侍る。

〔海西漫錄 初編 二〕多磨川狐

武藏國多磨郡多麻川ぞひの村落に、夫婦の間に子ひとりもてる農民有けり、秋のすゑつかた、その夫田に出て稻を刈けるに、稻の間にいと可愛らしき狐子の晝寝してをるを見る、よく寝入てさめざれば、驚かすも便なきわざ也とて、其所の稻をば刈のこして、外の稻をぞ刈ける、かくて其田の稻をば刈盡しつるに、狐子はなほ熟睡してさめざれば、是非なく寝入たる狐子を兩手にて抱へ、邪魔にならざる所へ移し置き、さて其稻を刈終て家に歸るに、狐子はなほよくねてぞ有ける、かくて其夜夫婦のものは、中に小兒をねさせてふしけるに、夜あけて起出て見るに、中にねせたる小兒見えず、夫婦はいたく驚きて表の方に出て見るに、小兒は門口に血まみれになりて死てあり、母は其死骸をいだきあげ、こは何者の所爲ぞや、此様に幾所もからだに瘡をつけたるは、なぶり殺にあたるのか、あな痛ましやかなしやと、歎き悲しむ事限なし、夫いふ、昨日田に出て稻を刈けるに、玄かぐの事あり、吾は狐子を憐てこそ驚かせもせざりしに、親狐の疑ひて恩を仇にてかへしたるならん、憎き狐の玄わざかなといへば、妻ははじめてかくと聞き、さては此在所の穴に住む狐の玄わざに候や、憎き狐の所爲かなとて、小兒の死骸を抱きながら、かの狐の住む穴にゆきて、穴の口に小兒の死骸を投著て、おれ狐これを見よ、いかに四足なればとて、恩を仇にして吾子を殺した、よくもくむごたらしく此子の命を取たるぞ、おれ畜生こゝに出よ、おれが命は吾取んと、聲のかぎり、およそ半時ばかりも罵て、せんかたなければ、また小兒の死骸を抱て家に歸り、やうやく野べにぞおりける、其夜は夫婦ともに愁傷て夜もねられず、曉がたにおき